

伊賀市告示第 77 号

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 22 号)第 4 条に規定する使用料の収納事務については、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 三重交通株式会社
取締役社長 竹谷 賢一
所在地 津市中央 1 番 1 号

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 78 号

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 2 条に規定する市営柘植駅駐車場に係る同条例第 6 条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 西日本鉄道OB会柘植支部
代表 松山 武宏
所在地 伊賀市柘植町 2700 番地の 2

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 79 号

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 2 条に規定する市営新堂駅駐車場に係る同条例第 6 条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 有限会社新堂駅管理商会
代表取締役 中島 正博
所在地 伊賀市新堂 318 番地

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 80 号

伊賀市駐車場条例(平成 16 年伊賀市条例第 211 号)第 2 条に規定する市営島ヶ原駅駐車場に係る同条例第 6 条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 伊賀市島ヶ原駅を守る会
代表 森下 広志
所在地 伊賀市島ヶ原 5771 番地の 2

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第81号

伊賀市手数料条例（平成16年伊賀市条例第115号）別表第5に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の収納事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

伊賀市長 岡本 栄

記

1 委託した相手方

名称	代表者名	所在地
株式会社 WOLVES Hand 南動物病院	院長 中野 康弘	伊賀市服部町291番地の3
廣岡動物病院	院長 廣岡 雅満	伊賀市緑ヶ丘本町1672番地の2
上野犬猫病院	院長 今高 尚登	伊賀市四十九町2125番地の3
中島獣医科病院有限公司	院長 中島 尚紀	名張市桔梗が丘六番町一街区8番地
つつじが丘動物病院	院長 佐々木 直	名張市つつじが丘南八番町113番地
鴻之台動物病院	院長 辻 勝彦	名張市鴻之台二番町101番地
だいこくペットクリニック	院長 大黒 享子	名張市東田原1135番地の143
森浜獣医科	院長 森濱 健司	伊賀市阿保1322番地
鹿深獣医科病院	院長 西澤 嘉人	甲賀市甲賀町大原市場936番地
さくらペットクリニック	院長 櫻井 剛	伊賀市平野東町14番地の1
勝田動物診療所	院長 勝田 主税	伊賀市波敷野117番地
百合が丘動物病院	院長 吉川 知宏	名張市百合が丘西1番町61

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

伊賀市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第17条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

伊賀市長 岡本 栄

記

1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社エフレジ

代表取締役 杉本 和彦

大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA

2 指定納付受託者の指定をした日

令和5年4月1日

3 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金

4 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

伊賀市告示第 83 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり市税の収納事務を委託したので、同条第 6 項において準用する同令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 株式会社エフレジ

代表取締役 杉本 和彦

所在地 大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号 グランフロント大阪タワー A

2 対象とする税目

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税並びにこれらの税に係る督促手数料及び延滞金

3 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第84号

阿山ふるさとの森公園条例（平成16年伊賀市条例第217号）第7条に規定する使用料及び阿山ふるさとの森公園管理規則（平成16年伊賀市規則第187号）第8条に規定するキャンプ用具等の貸出料金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

伊賀市長 岡本 栄

記

1 委託した相手方

名称 特定非営利活動法人絆

理事長 山崎 雅也

所在地 伊賀市八幡町3295番地の1

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

伊賀市告示第 85 号

伊賀市病児保育事業実施要綱（令和 2 年伊賀市告示第 273 号）第 11 条第 1 項に規定する利用料の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 医療法人グリーンスWORD

理事長 山上 和良

所在地 名張市希中央 4 番町 2 番

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 86 号

伊賀市駐車場条例（平成 16 年伊賀市条例第 211 号）第 2 条に規定する市営佐那具駅駐車場に係る同条例第 6 条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 佐那具駅構内営業運営委員会
委員長 松居 豊
所在地 伊賀市外山 281 番地

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 87 号

伊賀市ふるさと応援寄附金取扱要綱（平成 20 年伊賀市告示第 162 号）第 1 条に規定する寄附金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方の名称及び所在地

(1) 株式会社トラストバンク

代表取締役 川村 憲一

東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号

(2) 株式会社さとふる

代表取締役社長 藤井 宏明

東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号

(3) 楽天グループ株式会社

代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号 楽天クリームゾンハウス

(4) 株式会社アイモバイル

代表取締役社長 野口 哲也

東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N. E. S. ビルN棟2階

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 88 号

伊賀市史等の売払代金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡本 栄

記

1 委託した相手方

名称等	代表者名	所在地
岡森書店	岡森 泰造	伊賀市上野東町 2924 番地
合資会社井筒屋書店	代表者 磯田 智	伊賀市上野忍町 2669 番地の 2
株式会社グリーンモールオカモリ (岡森書店白鳳店)	代表取締役 岡森 克 幸	伊賀市平野西町 71 番地
公益財団法人伊賀市文化都市協会	理事長 中村 忠明	伊賀市西明寺 3240 番地の 2
一般社団法人伊賀上野観光協会	会長 宮寄 慶一	伊賀市上野丸之内 122 番地の 4
公益財団法人伊賀文化産業協会	会長 岡本 栄	伊賀市上野丸之内 106 番地
オキツモ流通株式会社 (ブックスアルデ)	代表取締役 山中 重 治	名張市箕曲中村 18 番地の 2
ひまわり書店	代表者 富森 多美子	名張市東町 1767 番地の 2
川口書店	代表取締役 川口 力	名張市桔梗が丘 3 番町 3-3

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 89 号

芭蕉翁記念館条例（平成 29 年伊賀市条例第 30 号）第 4 条に規定する入館料の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 公益社団法人伊賀市シルバー人材センター

理事長 福山 康宣

所在地 伊賀市西明寺 2782 番地の 92

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第90号

伊賀市出納員等設置規則(平成16年伊賀市規則第75号)第4条第1項の規定により令和5年4月1日付けで出納員、現金取扱員及び物品取扱員を任免したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

伊賀市長 岡本 栄

出納員

1 任命する者

事務職員	前田 智康	総務部総務課出納員
事務職員	川口 光博	総務部秘書広報課出納員
事務職員	西村 澄子	企画振興部文化振興課出納員
事務職員	伊藤 隆之	地域連携部住民自治推進課出納員
事務職員	福森 里枝子	財務部収税課出納員
事務職員	永岡 紀子	人権生活環境部住民課出納員
事務職員	濱村 昭	健康福祉部医療福祉政策課出納員
事務職員	中西 猛	健康福祉部生活支援課出納員
事務職員	加藤 尚美	健康福祉部こども未来課子育て支援室出納員
事務職員	三根 秀徳	健康福祉部介護高齢福祉課出納員
事務職員	中出 光美	健康福祉部地域包括支援センター出納員
消防吏員	井上 直丈	消防本部消防総務課出納員

2 免ずる者

事務職員	奥田 泰也	総務部総務課出納員
事務職員	川部 千佳	総務部秘書広報課出納員
事務職員	馬場 俊行	企画振興部文化振興課出納員
事務職員	稲森 真一	地域連携部住民自治推進課出納員
事務職員	三根 秀徳	財務部収税課出納員

事務職員	中岡 久美	人権生活環境部住民課出納員
事務職員	佃 忠俊	健康福祉部医療福祉政策課出納員
事務職員	川口 敏幸	健康福祉部生活支援課出納員
事務職員	川口 光博	健康福祉部介護高齢福祉課出納員
事務職員	濱村 昭	健康福祉部地域包括支援センター出納員
消防吏員	三山 雅史	消防本部消防総務課出納員

現金取扱員

1 任命する者

事務職員	古川 美紀	総務部秘書広報課現金取扱員
事務職員	西堀 昌子	財務部収税課現金取扱員
事務職員	森本 由佳	財務部収税課現金取扱員
事務職員	藤原 佳央理	財務部収税課現金取扱員
事務職員	岡井 良行	財務部収税課現金取扱員
事務職員	福永 賢治	財務部収税課現金取扱員
事務職員	北岡 寛士	財務部収税課現金取扱員
会計年度任用職員	大森 保三	地域連携部上野支所(中瀬地区市民センター) 現金取扱員
事務職員	松岡 眞代	地域連携部伊賀支所現金取扱員
事務職員	高田 千恵	地域連携部阿山支所現金取扱員
事務職員	松井 和恵	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	藤森 眞由美	人権生活環境部同和課現金取扱員
事務職員	其道 和也	人権生活環境部同和課現金取扱員
事務職員	中川 貴雄	人権生活環境部同和課八幡町市民館現金取扱員
事務職員	安田 尚子	人権生活環境部同和課寺田市民館現金取扱員
事務職員	山出 憲清	健康福祉部生活支援課現金取扱員
事務職員	稲森 喜豊	健康福祉部生活支援課現金取扱員
事務職員	南 寛子	健康福祉部こども未来課子育て支援室現金取扱員

会計年度任用職員	二井 智子	健康福祉部こども未来課子育て支援室現金取扱員
会計年度任用職員	西森 由香	健康福祉部こども未来課子育て支援室現金取扱員
事務職員	岡田 尚子	健康福祉部保育幼稚園課（しろなみ保育所）現金取扱員
事務職員	岡本 まさ美	健康福祉部保育幼稚園課（西柘植保育園）現金取扱員
事務職員	松永 初美	健康福祉部保育幼稚園課（あやま保育所）現金取扱員
事務職員	稲森 美江子	健康福祉部保育幼稚園課（さくら保育園）現金取扱員
事務職員	今井 健次	健康福祉部保育幼稚園課現金取扱員
幼稚園教諭	松永 愛	健康福祉部保育幼稚園課（桃青の丘幼稚園）現金取扱員
事務職員	宮田 美和	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	濱田 公子	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	関本 裕章	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	榮井 敦子	健康福祉部保険年金課現金取扱員
事務職員	北村 紗希	健康福祉部保険年金課現金取扱員
技術職員	山田 順恵	健康福祉部健康推進課現金取扱員
事務職員	竹本 雅子	建設部道路河川課現金取扱員
事務職員	森川 洋美	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	山本 ひとみ	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	豆本 圭基	建設部住宅課現金取扱員
会計年度任用職員	古城 正美	教育委員会事務局学校教育課現金取扱員
事務職員	秦 健太郎	教育委員会事務局いがっこ給食センター夢現金取扱員
会計年度任用職員	森永 朝子	教育委員会事務局上野図書館（いがまち分館）現金取扱員

2 免ずる者

事務職員	西村 澄子	総務部秘書広報課現金取扱員
事務職員	永岡 紀子	財務部収税課現金取扱員
事務職員	渡瀬 洋平	財務部収税課現金取扱員
事務職員	秦 健太郎	財務部収税課現金取扱員
事務職員	中原 康雅	財務部収税課現金取扱員
事務職員	山本 剛	財務部収税課現金取扱員
事務職員	西島 朋代	地域連携部伊賀支所現金取扱員
事務職員	増永 泰秀	地域連携部島ヶ原支所現金取扱員
事務職員	江崎 由香	地域連携部阿山支所現金取扱員
事務職員	大鷲 真弘	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	増山 都子	地域連携部青山支所現金取扱員
事務職員	谷本 多嘉子	人権生活環境部同和課現金取扱員
事務職員	家喜 佐織	人権生活環境部同和課現金取扱員
事務職員	宮崎 成由	人権生活環境部同和課八幡町市民館現金取扱員
事務職員	村山 奈緒子	人権生活環境部同和課寺田市民館現金取扱員
事務職員	中西 猛	健康福祉部生活支援課現金取扱員
事務職員	松村 成未	健康福祉部生活支援課現金取扱員
事務職員	南 寛子	健康福祉部こども未来課現金取扱員
会計年度任用職員	二井 智子	健康福祉部こども未来課現金取扱員
会計年度任用職員	西森 由香	健康福祉部こども未来課現金取扱員
事務職員	松永 初美	健康福祉部保育幼稚園課（西柘植保育園）現金取扱員
事務職員	稲森 美江子	健康福祉部保育幼稚園課（あやま保育所）現金取扱員
事務職員	若山 みゆき	健康福祉部保育幼稚園課（さくら保育園）現金取扱員
事務職員	澤 昌道	健康福祉部保育幼稚園課現金取扱員

事務職員	堀 好	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	中村 由紀子	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
事務職員	藤原 佳央理	健康福祉部介護高齢福祉課現金取扱員
技術職員	矢野 博	健康福祉部保険年金課現金取扱員
事務職員	北森 江里佳	健康福祉部保険年金課現金取扱員
事務職員	林 里代子	建設部道路河川課現金取扱員
事務職員	東 進一郎	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	赤津 輝美	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	留森 満次	建設部住宅課現金取扱員
事務職員	西堀 昌子	教育委員会事務局いがっこ給食センター夢現金取扱員

物品取扱員

1 任命する者

事務職員	林 里代子	契約監理課物品取扱員
------	-------	------------

2 免ずる者

事務職員	福島 昌子	契約監理課物品取扱員
------	-------	------------

伊賀市告示第 91 号

伊賀市駐車場条例(平成16年伊賀市条例第211号)第2条に規定する市営白鳳門駐車場、市営上野公園第1駐車場、市営上野公園第2駐車場、市営上野公園第3駐車場、市営だんじり会館駐車場、市営城北駐車場及び市営伊賀上野駅駐車場に係る同条例第6条に規定する駐車料金の収納事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称 公益社団法人伊賀市シルバー人材センター
理事長 福山 康宣
所在地 伊賀市西明寺 2782 番地の 92

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

伊賀市告示第92号

「市長の伊賀じまん総集編」の売払代金の収納事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名称等	代表者名	所在地
株式会社グリーンモール オカモリ (岡森書店白鳳店)	代表取締役 岡森 克幸	伊賀市平野西町71番地
合資会社井筒屋書店	代表者 磯田 智	伊賀市上野忍町2669番地の2
株式会社ムービータイム (コメリ書房上野店)	代表取締役社長 板垣 隆義	新潟県三条市須頃3丁目58番地

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

伊賀市告示第 269 号

伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬額の基準及び使用料、手数料等に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 280 号）第 2 条から第 4 条までに規定する診療報酬等、伊賀市健診センター設置条例（平成 18 年伊賀市条例第 56 号）第 10 条に規定する健診料等及び伊賀市立上野総合市民病院訪問看護事業の設置に関する条例（平成 25 年伊賀市条例第 33 号）第 7 条に規定する利用料の収納事務については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 委託した相手方

名 称 株式会社ソラスト三重支社
支社長 福山 由哉
所在地 三重県津市羽所町 375 百五・明治安田ビル 4 階

2 委託事務の内容

- (1) 伊賀市立上野総合市民病院の診療報酬、使用料、手数料及び消耗品等の費用の収納事務
- (2) 伊賀市健診センターの健診料、手数料及び診療報酬の収納事務
- (3) 伊賀市立上野総合市民病院訪問看護事業の利用料の収納事務

3 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

伊賀市告示第 93 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 22 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

一之宮区自治会

代表者の氏名 北永 睦

代表者の住所 伊賀市一之宮 424 番地の 2

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福田 正美

新代表者の氏名 北永 睦

旧代表者の住所 伊賀市一之宮 472 番地

新代表者の住所 伊賀市一之宮 424 番地の 2

3 変更の年月日

令和 5 年 2 月 11 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 94 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 13 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

西高倉白鳳台自治会

代表者の氏名 徳井 聖士

代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 103

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 中島 正浩

新代表者の氏名 徳井 聖士

旧代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 79

新代表者の住所 伊賀市西高倉 4988 番地の 103

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 95 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 25 年伊賀市告示第 10 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上之庄区

代表者の氏名 川口 典雄

代表者の住所 伊賀市上之庄 1013 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 村田 俊彦

新代表者の氏名 川口 典雄

旧代表者の住所 伊賀市上之庄 2017 番地

新代表者の住所 伊賀市上之庄 1013 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 3 月 12 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 96 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 12 年上野市告示第 87 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

大谷区自治会

代表者の氏名 松山 昭生

代表者の住所 伊賀市大谷 842 番地

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 松山 昭生

新代表者の氏名 松本 兼一

旧代表者の住所 伊賀市大谷 842 番地

新代表者の住所 伊賀市大谷 591 番地

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市大谷 842 番地

新事務所の所在地 伊賀市大谷 591 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 97 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 17 年伊賀市告示第 220 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

西三田区自治会

代表者の氏名 前川 孝志

代表者の住所 伊賀市三田 1078 番地

2 変更事項

(1) 代表者

旧代表者の氏名 中矢 四郎

新代表者の氏名 前川 孝志

旧代表者の住所 伊賀市三田 1133 番地

新代表者の住所 伊賀市三田 1078 番地

(2) 事務所の所在地

旧事務所の所在地 伊賀市三田 1133 番地

新事務所の所在地 伊賀市三田 1078 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 98 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年伊賀町告示第 27 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

山出区

代表者の氏名 藤井 広司

代表者の住所 伊賀市柘植町 7580 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 内田 明良

新代表者の氏名 藤井 広司

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 7525 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 7580 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 99 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年伊賀町告示第 13 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

野村区

代表者の氏名 梅田 吉彦

代表者の住所 伊賀市野村 300 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 前田 明伸

新代表者の氏名 梅田 吉彦

旧代表者の住所 伊賀市野村 302 番地

新代表者の住所 伊賀市野村 300 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 100 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和 4 年伊賀市告示第 201 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

倉部区

代表者の氏名 梅川 尚純

代表者の住所 伊賀市柘植町 499 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 菊地 邦夫

新代表者の氏名 梅川 尚純

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 468 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 499 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 101 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 23 年伊賀市告示第 165 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

下町区

代表者の氏名 土屋 正孝

代表者の住所 伊賀市柘植町 2142 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 岡島 栄一

新代表者の氏名 土屋 正孝

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 1804 番地の 3

新代表者の住所 伊賀市柘植町 2142 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 102 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 18 年伊賀市告示第 132 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

小林区

代表者の氏名 岩倉 唯之

代表者の住所 伊賀市柘植町 3404 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 田邊 肇

新代表者の氏名 岩倉 唯之

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 3570 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 3404 番地の 1

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 103 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 31 年伊賀市告示第 91 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

上町区

代表者の氏名 富井 康史

代表者の住所 伊賀市柘植町 2177 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 平野 明道

新代表者の氏名 富井 康史

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 2407 番地の 13

新代表者の住所 伊賀市柘植町 2177 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 104 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年伊賀町告示第 3 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

柘植青葉台区

代表者の氏名 中 将一

代表者の住所 伊賀市柘植町 2411 番地の 78

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 浦久保 静男

新代表者の氏名 中 将一

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 2411 番地の 157

新代表者の住所 伊賀市柘植町 2411 番地の 78

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 105 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 10 年伊賀町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

希望ヶ丘区

代表者の氏名 早川 崇彦

代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 8 番 20 号

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 平尾 幸男

新代表者の氏名 早川 崇彦

旧代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘東一丁目 10 番 18 号

新代表者の住所 伊賀市希望ヶ丘西一丁目 8 番 20 号

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 2 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 106 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年島ヶ原村告示第 32 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

大道区

代表者の氏名 川村 章

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 798 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山寄 啓司

新代表者の氏名 川村 章

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 654 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 798 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 107 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年島ヶ原村告示第 51 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

奥村区

代表者の氏名 増永 由美

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 1382 番地の 6

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 菅山 明

新代表者の氏名 増永 由美

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 1495 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 1382 番地の 6

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 108 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 15 年島ヶ原村告示第 23 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中村区

代表者の氏名 森嶋 久伸

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 3904 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 川口 正仁

新代表者の氏名 森嶋 久伸

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4766 番地の 13

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 3904 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 109 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 6 年島ヶ原村告示第 46 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

町区自治会

代表者の氏名 辻 基成

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4893 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 福田 智

新代表者の氏名 辻 基成

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 5364 番地の 5

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 4893 番地の 1

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 110 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 16 年島ヶ原村告示第 25 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

川南区

代表者の氏名 上見 祐治

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 12065 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 川上 修一

新代表者の氏名 上見 祐治

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 12100 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 12065 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 111 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 14 年島ヶ原村告示第 31 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

中矢区

代表者の氏名 田森 清繁

代表者の住所 伊賀市島ヶ原 15113 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 坂本 忍

新代表者の氏名 田森 清繁

旧代表者の住所 伊賀市島ヶ原 15918 番地

新代表者の住所 伊賀市島ヶ原 15113 番地の 1

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 24 年伊賀市告示第 210 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

下友生区

代表者の氏名 土永 豊美

代表者の住所 伊賀市下友生 2206 番地の 1

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山之井 政男

新代表者の氏名 土永 豊美

旧代表者の住所 伊賀市下友生 3084 番地の 1

新代表者の住所 伊賀市下友生 2206 番地の 1

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第113号

伊賀市国民健康保険脳ドック検診事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月7日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市国民健康保険脳ドック検診事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市国民健康保険脳ドック検診事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第120号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「目的とし」の次に「伊賀市が」を加え、「伊賀市国民健康保険脳ドック検診事業」を「脳ドック（以下「脳ドック」という。）」に改める。

第2条の見出しを「（脳ドックを受診できる者）」に改め、同条中「この事業の対象者」を「脳ドックを受診できる者」に改め、「満40歳以上74歳までの」を削り、「の被保険者」の次に「（脳ドックを受診する年の6月1日現在の年齢が40歳以上74歳以下である者に限る。）」を加え、「被保険者と」を「ものと」に改める。

第5条を削る。

第4条の見出しを「（実施医療機関）」に改め、同条中「脳ドックの検査」を「市長」に改め、「の各号」を削り、「委託し、実施する」を「委託して脳ドックを実施する」に改め、同条第2号中「可能な」を「可能である」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「検査の基準」を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（受診回数の制限等）

第3条 脳ドックの受診は、1人につき年1回とし、伊賀市国民健康保険簡易人間ドック検診事業実施要綱（平成18年伊賀市告示第121号）第1条に規定する簡易人間ドックと同一の年において重複して受けることはできない。

第6条から第11条までを次のように改める。

（申込方法）

第6条 脳ドックの受診を希望する者は、市長が別に指定する方法により脳ドックの受診の申込み（次条において「受診申込み」という。）をしなければならない。

（受診者の決定）

第7条 市長は、受診申込みがあったときは、当該受診申込みをした者の脳ドックの受診の可否を確認し、受診を認める者（以下「受診者」という。）に対し、伊賀市脳ドック受診券（様式第1号。以下「受診券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、一の年において受診申込みをした者の数が別に定める数を超えるときは、抽選により受診者を決定するものとする。

（受診の方法）

第8条 受診者は、第5条の規定により市が委託した医療機関（以下「医療機関」という。）のうちのいずれかの医療機関に直接脳ドックの受診の予約をし、受診するものとする。

2 受診者は、脳ドックを受診するときは、受診券に問診票を添付して当該医療機関に提出しなければならない。

（検査料）

第9条 脳ドックに要する検査料（以下「検査料」という。）の金額は、市と医療機関との間で契約して定める。

（受診者の費用負担）

第10条 受診者は、脳ドックを受診したときは、その受診に係る負担金（以下「本人負担金」という。）として検査料の金額の10分の3に相当する額の範囲内で市長が別に定める額を負担しなければならない。

2 本人負担金は、当該受診者が脳ドックを受診した医療機関に直接支払わなければならない。

（検査料の請求及び支払）

第11条 脳ドックを実施した医療機関は、伊賀市脳ドック検査請求書（様式第2号）に受診者が当該医療機関に提出した受診券及び伊賀市脳ドック実績報告書（様式第3号）を添付して、市長に検査料を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに検査料を支払うものとする。

3 前2項に規定する検査料の金額は、第9条の規定により契約して定める額から本人負担金の額を控除した額とする。

第12条及び第13条を削る。

第14条中「市長」を「、市長」に改め、同条を第12条とする。

別表4 血液検査の部血液学的検査の項中「空腹時血糖又はヘモグロビンA1c」を
「空腹時血糖
ヘモグロビンA1c」に改める。

様式第1号中「第5条」を「第7条」に改める。

様式第2号中「第12条」を「第11条」に改める。

様式第3号中「第13条」を「第11条」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月7日から施行する。

伊賀市告示第 114 号

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック検診事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月7日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック検診事業実施要綱の一部を改正する告示

伊賀市国民健康保険簡易人間ドック検診事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 121 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「目的とし」の次に「伊賀市が」を加え、「伊賀市国民健康保険簡易人間ドック検診事業」を「簡易人間ドック（以下「簡易人間ドック」という。）」に改める。

第2条の見出しを「（簡易人間ドックを受診できる者）」に改め、同条中「この事業の対象者」を「簡易人間ドックを受診できる者」に改め、「満 30 歳以上 74 歳までの」を削り、「の被保険者」の次に「（簡易人間ドックを受診する年の 6 月 1 日現在の年齢が 30 歳以上 74 歳以下である者に限る。）」を加え、「被保険者と」を「ものと」に改める。

第4条を削る。

第3条の見出しを「（検査内容）」に改め、同条中「検診内容」を「検査内容」に改め、「検査の基準」を削り、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（受診回数の制限等）

第3条 簡易人間ドックの受診は、1人につき年1回とし、伊賀市国民健康保険脳ドック検診事業実施要綱（平成 18 年伊賀市告示第 120 号）第1条に規定する脳ドックと同一の年において重複して受けることはできない。

第5条から第11条を次のように改める。

（実施医療機関）

第5条 市長は、伊賀医師会及び名賀医師会に委託して簡易人間ドックを行うものとし、伊賀医師会及び名賀医師会は、簡易人間ドックを実施する医療機関を指定するものとする。

（申込方法）

第6条 簡易人間ドックの受診を希望する者は、市長が別に指定する方法により簡易人間ドックの受診の申込み（次条において「受診申込み」という。）をしなければならない。

（受診者の決定）

第7条 市長は、受診申込みがあったときは、当該受診申込みをした者の簡易人間ドックの受診の可否を確認し、その受診を認める者（以下「受診者」という。）に対し、伊賀市簡易人間ドック受診券（様式第1号。以下「受診券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、一の年において受診申込みをした者の数が別に定める数を超えるときは、抽選により受診者を決定するものとする。

（受診の方法）

第8条 受診者は、第5条の規定により伊賀医師会が指定する医療機関及び名賀医師会が指定する青山支所管内の医療機関のうちのいずれかの医療機関に直接簡易人間ドックの受診の予約をし、受診するものとする。

2 受診者は、簡易人間ドックを受診するときは、受診券に問診票を添付して当該医療機関に提出しなければならない。

（検査料）

第9条 簡易人間ドックに要する検査料（以下「検査料」という。）の金額は、市と伊賀医師会又は名賀医師会との間で契約して定める。

（受診者の費用負担）

第10条 受診者は、簡易人間ドックを受診したときは、その受診に係る負担金（以下「本人負担金」という。）として検査料の金額の10分の3に相当する額の範囲内で市長が別に定める額を負担しなければならない。

2 本人負担金は、当該受診者が簡易人間ドックを受診した医療機関に直接支払わなければならない。

（検査料の支払）

第11条 簡易人間ドックを実施した医療機関は、伊賀市簡易人間ドック検査料請求書（様式第2号）に受診者が当該医療機関に提出した受診券及び伊賀市簡易人間ドック実績報告書（様式第3号）を添付して、市長に検査料を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに検査料を支払うものとする。

第12条及び第13条を削り、第14条を第12条とする。

3 前2項に規定する検査料の金額は、第9条の規定により契約して定める額から本人負担

金の額を控除した額とする。

第12条及び第13条を削る。

第14条中「市長」を「、市長」に改め、同条を第12条とする。

別表中「検診の基準」を「検査の基準」に改め、同表8 血液検査の部糖尿病検査の項中

「空腹時血糖又はヘモグロビンA1c」を「空腹時血糖
ヘモグロビンA1c」に改める。

様式第1号中「第5条」を「第7条」に改める。

様式第2号中「第12条」を「第11条」に改める。

様式第3号中「第13条」を「第11条」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月7日から施行する。

伊賀市告示第 115 号

令和 5 年第 2 回伊賀市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和 5 年 4 月 10 日

伊賀市長 岡 本 栄

- 1 招集の日時 令和 5 年 4 月 17 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊賀市議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 常任委員の選任について
 - (2) 議会運営委員の選任について
 - (3) 令和 5 年度伊賀市一般会計補正予算（第 2 号）
 - (4) 専決処分の承認について
 - (5) 専決処分の承認について

伊賀市告示第 116 号

令和 5 年度の緊急間伐・搬出間伐推進事業補助金交付要綱（平成 18 年伊賀市告示第 126 号）第 4 条第 1 項に規定する別に定める切捨て間伐 1 本当たりの単価並びに同条第 2 項に規定する別に定める搬出基準及び別に定める搬出間伐 1 本当たりの単価を下記のとおり定める。

令和 5 年 4 月 17 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 1 本当たりの単価

林 齢	切捨て間伐	搬出間伐
概ね 26 年生～35 年生	142 円	229 円
36 年生～概ね 60 年生	203 円	410 円

2 搬出間伐の搬出基準

林 齢	搬出基準（100 本当たり）
概ね 26 年生～35 年生	3 m ³ 以上
36 年生～概ね 60 年生	7 m ³ 以上

伊賀市告示第 117 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 26 年伊賀市告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 25 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

柘植町拝野地区自治会

代表者の氏名 亀井 久次

代表者の住所 伊賀市柘植町 7201 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松浦 重雄

新代表者の氏名 亀井 久次

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 7125 番地

新代表者の住所 伊賀市柘植町 7201 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 118 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 26 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 4815	旧 新	奈良田線	起点 伊賀市蓮池字奈良田 3257 番地先 終点 伊賀市蓮池字奈良田 3259 番地先	2.0~3.5	61.5
	新	奈良田線	起点 伊賀市蓮池字奈良田 3257 番地先 終点 伊賀市蓮池字奈良田 3259 番地先	4.0~6.0	80.0

伊賀市告示第 119 号

道路の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 26 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	新 旧 別	路線名	変更区間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
その他 4815	旧	奈良田線	起点 伊賀市蓮池字奈良田 3257 番地先 終点 伊賀市蓮池字奈良田 3259 番地先	2.0~3.5	61.5
	旧 新	奈良田線	起点 伊賀市蓮池字奈良田 3257 番地先 終点 伊賀市蓮池字奈良田 3259 番地先	4.0~6.0	80.0

伊賀市告示第 120 号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 26 日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
その他 4815	奈良田線	起点 伊賀市蓮池字奈良田 3257 番地先 終点 伊賀市蓮池字奈良田 3259 番地先	令和 5 年 4 月 26 日

伊賀市告示第 121 号

市道路線の認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により市道路線を次のとおり認定したで、同法第9条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、伊賀市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年4月26日

伊賀市長 岡 本 栄

記

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
その他 3899	山神大谷線	伊賀市山神字谷尻 1418 番地先 伊賀市大谷字下川原 1091 番 1 地先	

伊賀市告示第 122 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により令和元年伊賀市告示第 114 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

楯岡区

代表者の氏名 山寄 慶昭

代表者の住所 伊賀市楯岡 494 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 山本 善弘

新代表者の氏名 山寄 慶昭

旧代表者の住所 伊賀市楯岡 79 番地

新代表者の住所 伊賀市楯岡 494 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 3 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 123 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 9 年伊賀町告示第 11 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

小杉区

代表者の氏名 宮田 勉

代表者の住所 伊賀市小杉 1578 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 松山 宗達

新代表者の氏名 宮田 勉

旧代表者の住所 伊賀市小杉 1645 番地

新代表者の住所 伊賀市小杉 1578 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更

伊賀市告示第 124 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により平成 22 年伊賀市告示第 149 号で認可した地縁による団体から告示事項変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 28 日

伊賀市長 岡 本 栄

1 届出者

前川区

代表者の氏名 丸山 好行

代表者の住所 伊賀市柘植町 9814 番地

2 変更事項

代表者

旧代表者の氏名 杉野 津軽

新代表者の氏名 丸山 好行

旧代表者の住所 伊賀市柘植町 9814 番地の 6

新代表者の住所 伊賀市柘植町 9814 番地

3 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の任期満了による変更